

浦安市では、手話通訳者や要約筆記者を目指す市民の方が、千葉県(千葉県聴覚 障害者協会・千葉県聴覚障害者センター)が実施する手話通訳者・要約筆記者の養 成講座を修了した場合に、教材費や交通費の一部を補助しています。

対象となる県養成講座

手話通訳者 (I · II · III) 要約筆記者(前期·後期)

補助金額

交通費 1日3,000円まで 教材費 1講座10,000円まで

申請手続き

県養成 講座修了 申請書等 提出

請求書 提出

指定口座に 振込み

【申請書に添付する書類】

- ①養成講座の修了証の写し
- ②講座の出席日数がわかる書類(出席簿)
- ③教材費の領収書等の写し
- ④交通費に係る経費内訳書

申請書と交通費経費 内訳書は、市ホーム ページからダウン

ロード可能です

問合せ・申請先

浦安市福祉部障がい福祉課 支援係

電話:047-712-6393